

越 監 公 表 第 1 4 号

地方自治法第199条第14項の規定により、教育委員会教育長から令和3年（2021年）6月30日付け越監第85号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年8月26日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 小 林 豊代子

越谷市監査委員 細 川 威

監査の結果に係る措置について

教育総務部

【指摘事項】

<収入事務>

(1) 調定事務において、使用料の計算方法に誤りのあるものがあった。

行政財産の使用に係る使用料の計算方法については、越谷市行政財産の使用料に関する条例及び同施行規則により定められた、行政財産の使用許可に関する事務処理基準に規定されている。

当該使用料の徴収金額を確認したところ、使用料の計算方法に誤りがあったため過少に徴収していたものである。(生涯学習課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、行政財産使用料の算定が、行政財産の使用許可に関する事務処理基準に規定されている方法により算定されていないことが、また、その算定された金額の確認が不十分であったため誤りが生じたものです。

ご指摘後、算定方法を改めて確認し、令和3年7月30日に使用許可の相手方から当該使用料の不足分が納入されました。

今後は、再発防止に向けて事務処理基準を再認識するよう職員に周知徹底を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

監査の結果に係る措置について

教育総務部

【指摘事項】

<支出事務>

(2) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、定期券保有区間の考慮をせず、最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたものである。(図書館)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生じたものです。

ご指摘後、速やかに修正処理を行い、令和3年6月支給分で精算処理を行いました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。